

保税蔵置場の許可期間の更新について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和3年1月13日

大阪税関長 小林一久

被許可者の名称及び住所	保税蔵置場の名称及び所在地	更新した期間
ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社 東京都中央区築地2丁目3番4号	ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社 南港 大阪府大阪市住之江区南港東4丁目11番99号	自 令和3年2月1日 至 令和9年1月31日
株式会社南海エクスプレス 大阪府大阪市浪速区難波中1丁目10番4号	株式会社南海エクスプレス 堺ロジスティクスセンター 大阪府堺市堺区築港八幡町1番171	自 令和3年2月1日 至 令和9年1月31日
福井倉庫株式会社 福井県福井市花堂北1丁目4番22号	福井倉庫株式会社 南江守 福井県福井市南江守町61字鬼久保2番地5、2番地4	自 令和3年2月1日 至 令和9年1月31日
ENEOS株式会社 東京都千代田区大手町1丁目1番2号	ENEOS株式会社 和歌山製油所 和歌山県有田市初島町浜1000番地	自 令和3年2月1日 至 令和9年1月31日